

## 令和7年度 事業計画

### (基本方針)

- (1) 本会は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者（被保険者であったものを含む。以下同じ。）及び被扶養者並びに国民年金の被保険者の福祉を増進し、社会保険の趣旨の普及及び事業の円滑な運営に資することをもって目的とする。
- (2) 本会は、上記の目的を達成するために、次の事業を実施する。
  - ① 社会保険制度の普及宣伝事業
  - ② 保健事業
  - ③ 保健施設事業
  - ④ 協力助成事業
  - ⑤ その他、目的を達するために必要な事業

### 1 会議関係

- (1) 理事会・評議員会の開催  
理事会及び評議員会を開催して、事業計画・収入支出予算、事業報告・決算報告、その他重要な事項について審議する。
- (2) 監事会の開催  
監事会を開催して、事業報告及び収入支出決算の監査を行う。
- (3) 支部役員会の開催  
支部別に年1回以上、役員会を開催する。
- (4) 群馬県社会保険連絡会議の開催（新規）  
構成団体：前橋年金事務所、全国健康保険協会群馬支部  
群馬県社会保険協会  
社会保険事業の円滑な推進を図るべく、課題の共有及び協議を行う。
- (5) 「社会保険ぐんま」編集者会議  
同誌の編集のため、奇数月に開催する。
- (6) 全国社会保険協会連合会主催の会議への役職員の派遣
- (7) 関東地区社会保険協会事務打合せ会議への役職員の派遣

## 2 会務関係

### (1) 会費の収納

#### ① 会費納付案内

6月20日、納付書（7月31日納付期限）を送付。

#### ② 催告状の発行

10月20日、未納会員に対して納付催告書（12月1日納付期限）を送付。

#### ③ 会費の口座振替等の検討

会員の利便性及び会費収納事務の効率化を図るべく、会費の「口座振替」又は「コンビニエンスストアでの納付」の実施を検討する。

### (2) 会員拡大

日本年金機構に情報開示を求め提供される適用事業所データをもとに、次のとおり加入勧奨を実施し、会員の拡大を図る。

#### ① 新規適用事業所に対する加入勧奨

全ての新規適用事業所に対して加入勧奨文書を送付。

#### ② 既適用事業所に対する加入勧奨

既適用事業所であって現在協会へ入会していない事業所（過去に退会した事業所を含む。）に対して加入勧奨文書を計画的に送付。

## 3 社会保険制度の普及宣伝事業

社会保険制度の普及を図り事業の円滑な運営に寄与するため、次のとおり広報等を実施する。

### (1) 「社会保険ぐんま」の発行・送付

県内年金事務所及び全国健康保険協会群馬支部の協力のもとに隔月に発行・送付し、事業主及び被保険者に対して社会保険制度の普及・周知の徹底を図る。

### (2) 参考図書の配付

健康保険、厚生年金保険、健康づくり事業等の参考図書を配付して、制度の普及・周知に努める。

### (3) 制度説明会・実務セミナーの開催

事務担当者や被保険者を対象とした厚生年金保険及び健康保険に関する制度説明会・実務セミナーを開催して制度の普及・周知に努める。

### (4) 群馬県年金ポスターコンクールへの協力

県内5年金事務所が主催する中学生を対象としたポスターコンクールの実施にあたり協力団体として参画する。

(5) ホームページによる広報

社会保険協会のホームページにより、制度広報及び協会の事業内容や各種催物の案内を行う。

#### 4 保健事業

被保険者及び被扶養者の健康保持増進と体力づくりを推進するため、保健事業の促進に努める。

(1) 職場の健康づくり講習会

事業所に働く被保険者の健康づくり等のための講演を希望する事業所に対して、無料で講師を派遣する。

(2) 赤城自然園の無料入園券の配付

森林の力によるストレスの改善や心身の癒しを目的に、無料入園券を配付する。

(3) ヨガ教室・ウォーキング教室の開催（新規企画）

健康づくりに役立つことを目的として実施する。

(4) 在宅介護教室の開催

家庭で役立つ介護の知識と技術を学ぶための在宅介護教室を開催する。

(5) その他、健康の保持増進事業に寄与する事業を実施する。

#### 5 保健施設事業

(1) 保養施設の宿泊利用料補助

被保険者とその家族の心身のリフレッシュを図ることを目的として、下記保養施設と利用契約を締結し、施設の利用者に対し宿泊利用料の補助を行う。

- ① ヘルシーパル赤城（旧群馬保健福祉センター）
- ② ひみのはな（富山県氷見市）
- ③ ニュー・グリーンピア津南（新潟県中魚沼郡）
- ④ (一財)休暇村協会（全国 35 ヶ所）

(2) レクリエーション施設利用料補助

上記(1)と同様の目的で、下記施設の利用者に対し、施設利用料の補助を行う。

- ① 潮干狩り（千葉県木更津市）
- ② 東京ディズニーランド、ディズニーシー（千葉県浦安市）
- ③ 横浜八景島シーパラダイス（神奈川県横浜市）

### (3) 保養施設等の優待利用（割引）

会員事業所の被保険者及びその家族が施設を優待料金で利用することができるよう（一社）全国社会保険協会連合会が、次の施設と団体契約を締結する。

- ① 船員保険会（3施設）
- ② 高輪、品川プリンスホテルグループ（4施設）
- ③ プリンスホテル優待プラン（全国のプリンスホテル、スキー場、ゴルフ場等）
- ④ MYSTAYSホテルグループ（150施設）
- ⑤ HMIホテルグループ（41施設）
- ⑥ クア・アンド・ホテルグループ（4施設）
- ⑦ ダイワロイネットホテルズ（76施設）
- ⑧ その他の宿泊施設（21施設）
- ⑨ 日帰り施設（新潟県内の6施設）

## 6 協力助成事業

(1) 厚生労働省、日本年金機構、全国健康保険協会が実施する「社会保険制度に関する広報事業」に協力する。

(2) 社会保険委員（年金委員・健康保険委員）の活動に協力する。

- ① 群馬県社会保険委員連合会に助成
- ② 委員功労者の表彰に協力
- ③ 社会保険委員会主催の研修会等に、「職場の健康づくり」の講師を派遣

## 7 その他

当協会の目的（基本方針）を達成するために、必要な事業と認められるものについて、実施又は協力する。